

参議院常任委員会調査室・特別調査室

| | |
|------------|---|
| 論題 | 第 204 回国会法律案等 N A V I 「農業法人に対する投資円滑化法改正案」 |
| 著者 / 所属 | 佐野 良晃 / 農林水産委員会調査室 |
| 雑誌名 / ISSN | 立法と調査 / 0915-1338 |
| 編集・発行 | 参議院事務局企画調整室 |
| 通号 | 433 号 |
| 刊行日 | 2021-4-14 |
| 頁 | 39-41 |
| URL | https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210414.html |

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

農業法人に対する投資円滑化法改正案

1. 提出の経緯

政府は、「食料・農業・農村基本計画」（令和 2 年 3 月閣議決定）において、令和 12 年までに我が国の農林水産物・食品の輸出額を 5 兆円¹とする目標を設定した（その後、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」及び「成長戦略フォローアップ」（いずれも令和 2 年 7 月閣議決定）において、中間目標として、7 年までに農林水産物・食品の輸出額を 2 兆円とする目標を設定）。2 年の輸出実績は、9,223 億円²であり、8 年連続で過去最高を更新した。更なる輸出の促進には、輸出先国のニーズに応える生産を確立するまでの運転資金や食品安全規制に対応する施設への設備投資など、輸出に取り組もうとする事業者の資金調達に係る課題を解消していくことが求められる。また、農林水産新技術を活用した生産の高度化や、植物肉、培養肉、昆虫食等のフードテックの取組が進展しており、こうした分野においても施設整備費、運転資金、研究開発費等の様々な資金ニーズが生じている。

一方で、農林漁業は天候等のリスクを有すること、生産活動サイクルが長く収益機会が限られる等の事情があることから、農林漁業を営む法人、食品産業の事業者等は十分な投資を受けることが難しい状況である。

こうした状況を踏まえ、農林水産物・食品の生産、加工、流通、輸出等の付加価値をつなぐフードバリューチェーン全体への資金供給を促進する措置を講ずるため、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案」（閣法第 40 号。以下「法律案」という。）が、令和 3 年 2 月 26 日、第 204 回国会（常会）に提出された。

2. 現行制度及び法律案の概要

（1）現行制度（農業法人投資育成制度）

農業法人投資育成制度とは、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 52 号）に基づき、株式会社又は投資事業有限責任組合³が、農業法人投資育成事業（農業法人に対し、投資⁴や経営・技術指導を行う事業）に関する計画を作成して農

¹ それ以前は、平成 25 年 12 月に決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、2020（令和 2）年までに農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円とする目標が示されていた。その後、輸出実績が好調であったことなどを背景に、平成 28 年 11 月改訂の農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、目標達成率が 1 年前倒しされ、2019（令和元）年までに農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円とする目標が示された。

² 令和 3 年 2 月時点の速報値（農林水産省「農林水産物・食品の輸出に関する統計情報」（https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/zisseki.html（令 3.4.1 最終アクセス）））。

³ 投資事業有限責任組合とは、「投資事業有限責任組合契約に関する法律」（平成 10 年法律第 90 号）に基づき投資事業有限責任組合契約によって成立する無限責任組合員及び有限責任組合員からなる組合をいい、各組合員が共同で出資等を行う。

⁴ 投資の形態は、農業法人の持分、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の取得及び保有である。

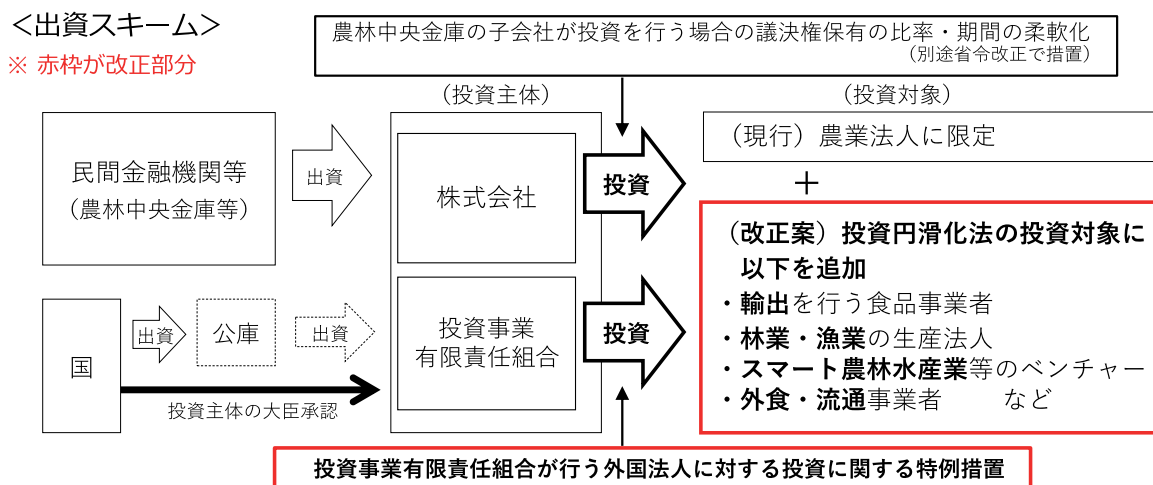
林水産大臣に提出し、その事業計画が適当である旨の承認を受けて同事業を行う制度である⁵（以下、事業計画の承認を受けた株式会社を「承認会社」、同承認を受けた投資事業有限責任組合を「承認組合」という。）。

農業法人投資育成制度は、規模拡大等に意欲的に取り組むが資金の調達方法や調達先が限定されている農業法人に対し、承認会社や承認組合が行う投資による資金供給を促進している。

（２）法律案

法律案は、農林漁業及び食品産業の持続的な発展を図るため、承認会社及び承認組合の投資対象に、林業・漁業を営む法人、外食・流通・輸出事業等の食品産業の事業者等を追加する（図表）ものである。対象法人の追加に伴い、法律の題名を「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法」に改め、事業名も「農林漁業法人等投資育成事業」へ変更する。

図表 法律案の概要



(出所) 農林水産省「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案の概要」

また、投資事業有限責任組合は、外国法人が発行する株式等についても取得及び保有（海外投資）が可能であるが、海外投資金額を投資総額の50%未満の範囲内とする規制がある（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項第11号及び同法施行令（平成10年政令第235号）第3条）。法律案は、輸出先国のコールドチェーン⁶の構築等、海外での流通整備に必要となる海外現地法人に十分な投資が行えるよう、承認組合が行う海外投資について、上記規制の対象外とする特例を盛り込んでいる。

⁵ 事業計画の承認を受けるメリットとして、株式会社日本政策金融公庫から農業法人投資育成事業に必要な資金の出資を受け投資リスクを分散させられること等がある。

⁶ 生鮮食料品等について、生産段階から消費段階まで所定の低温に保ちながら流通させる体系をいう。

3. 主な論点

(1) 農林漁業法人等への投資の拡大

農林水産省は、法律案の検討に当たり、農林水産物・食品の輸出促進、農林漁業の生産の高度化、フードテック等の新技術などの各分野における投資による資金調達のニーズ等について、関係者の意見を聴取するため、「農林水産物・食品の輸出等への投資の促進に関する検討会」を開催した。その検討会の取りまとめ（令和2年11月）によると、農林水産物等の輸出を始め、新たな取組にチャレンジする事業者は様々な資金調達が必要であり、また、資金調達の手段として民間投資活用のニーズが存在するとした。

一方で、農業分野における投資活用の実態について、農林水産省が令和元年10月～2年3月にかけて行った「農業者の成長段階に応じた資金調達のニーズ等に関する調査」の結果（令和2年5月）によると、農業法人の多くが必要資金を融資で調達すると回答しており（法人設立時には7割、発展期には9割の農業法人が融資で調達）、資金調達の手段として投資を活用していない状況である。

以上を踏まえ、取りまとめで示されたニーズどおりに投資が活用され、投資件数、投資額は増加するのかが注目される。

(2) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の検証報告を踏まえた投資促進

農林漁業者等に対する別の投資のスキームとして、株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「A-FIVE」という。）によるものがある。

A-FIVEは、農林漁業者が主体となった6次産業化等の取組に対し投資等の支援を行うことを目的として設立された官民ファンドである（平成25年2月開業）。

A-FIVEは、平成30年度決算において92億円の累積損失を計上し、農林水産省はその解消が困難と判断したため、令和元年12月に、A-FIVEに対して3年度以降は新たな投資の決定は行わないこと等の指示を行った。こうした事態に至った原因を検証するため、「A-FIVEの検証に係る検討会」が開催され、2年7月に検証報告が公表された。

A-FIVEは官民ファンドであり、投資対象の範囲や投資手続などの点においても農業法人投資育成制度に基づく投資とは異なるが、投資のスキームとしては類似している。そのため、A-FIVEの検証報告を踏まえて投資の促進を図っていくことが重要となろう。

例えば、検証報告では、農林漁業・食品産業と投資の双方に精通した人材の確保が不十分だったこと等が指摘されており、この点は農林漁業法人等投資育成事業においても共通の課題となると考えられる。このような人材の確保・育成についてはどのように取り組んでいくのか、論点となろう。

さの よしあき
(佐野 良晃・農林水産委員会調査室)